

Thesaurus Iuris Civilis Europaei について

岡 徹

一 ドイツの大学の法学部にはPrivatrechtsgeschichte der Neuzeitという専門分野がある。ヴィーアッカー著・鈴木祿弥訳『近世私法史』（創文社・昭和36年第1刷発行。原著初版1952年）は、今世紀の偉大な法律家であったFranz Wieacker（1908-94）教授の著作の翻訳で、このテーマに関する代表的な業績の名訳である。鈴木教授のあとがきに「近世ドイツにおける法の発展は、ローマ法的小よびゲルマン法的両要素の総合的発展として理解されるべきもので、これをドイツ法史またはゲルマン法史の一部として講ずることはできず、したがって、このような要求をみたすために、大学の講義題目中に近世国制史die Verfassungsgeschichte der Neuzeitと近世私法史die Privatrechtsgeschichte der Neuzeitとが、設置されたのである」と説明されている（この分野の成立の理由やその後の展開には重要な論点が存在するが、それについては鈴木教授の解説を参照されたい）。このたび、ドイツの書店のコレクションであるThesaurus Iuris Civilis Europaei（ヨーロッパ市民法の宝庫。副題としてAbout the Structure of the Future European Lawが付されている）が図書館に収蔵された。これは、近世私法史関係中心のコレクションであると言ってよい。

「近世ドイツにおける法の発展」は、「ローマ法」的要素の理解がなければ講ずることができないというのは説明を必要とすると思われるので、最初にこの点について述べておく。

11世紀イタリアのuniversitasにおいて法律学の発展がみられたとき、その研究・学習素材は6世紀のユースティニアヌス帝の法典（これは後に おそらくDiosius Gothofredus（1549-1622）以降 Corpus Iuris Civilisと呼ばれるようになった）であった。この中世イタリア法律学の状況については、Savigny, Geschichte des römischen Rechts im Mittelalterの以後も研究が積み重ねられている。それによれば11世紀から13世紀には glossatores（注釈学派）、14世紀から15世紀には consiliatores（助言学派）と呼ばれる学派が登場した。この期間にユースティニアヌス帝

の法典のうちのDigesta（ギリシャ語風にはPandectae = すべてを包括するというような意味。Wolfgang Kunkel, Römische Rechtsgeschichte, S.149などを見よ。この語はすでに古典期ローマ法律学の文献に見られる）がとりわけてよく研究された。注釈学派と助言学派の違いはどこにあるかという問題は、たとえばSavignyとWieackerにおいても理解が異なる困難なものであり、ここで詳しく述べることはできないが、後者が前者より当時のイタリア諸都市の実務に関わる程度が大きかったということは言えるであろう。両者の後、16世紀にはユマニスム（人文主義、復古主義）の法律学がイタリアおよびフランスにおいて盛んとなり、前二者を攻撃し（ラプレーにも明確に現れている）、ユースティニアヌス帝の法典の批判的研究を行った。ユ帝法典の成立過程を考察するとき、たとえばDigesta（Pandectae）は数世紀にわたる法学者たちの研究成果が層をなして蓄積されたものであること（このことは今世紀ではWieacker, Textstufen klassischer Juristen, 1959によって体系的に研究された）、ユ帝の編纂者が interpolatio（改竄）をどの個所にほどこしたのかという問題が存在することなど、完結した法典であるという前提で法解釈学を用いることの限界を指摘するに至ったのである。

中世ドイツにおける法律学は、このイタリア・フランスにおける発展を継受することから始まった。ドイツ固有の法律学はたしかに存在した（例として13世紀のSachsenspiegelを見よ）が、人々はイタリアに留学しローマ法学の学習に努めたのである（なぜそうだったかは今は説明しうる紙数がない）。14世紀にドイツで法律学を学ぶうる大学が成立した（1348 Prag, 1365 Wien, 1365 Heidelberg 1385 Köln, 1388 Erfurt, 1392 Rostock）が、なおも全面的に留学がなくなることはなかった。ドイツの大学でドイツ人の教師がイタリアと同じレヴェルで講義ができるようになったのは17世紀頃からであるといわれている。そのころ、ようやくドイツ流ローマ法学が成立したのである。それとともに Usus modernus pandectarum（＝パンデクテンの現代的慣用）という用語で、

ドイツにおいてもゴッティフレイドを基礎とするドイツ固有の法律学が発展し始め、スペインやオランダにおいても同様の展開が見られるようになった。

コレクション *Thesaurus Iuris Civilis Europaei* は、以上の歴史的経過の中で生まれた二百数十冊の単行書（16世紀の刊行50数冊、17世紀100数冊、18世紀120数冊、19世紀数冊）と18大学の *Dissertationes* および *Disputationes* からなる（大学名・冊数・執筆教授数を挙げておく。Altdorf-32-6. Bützow-23-5. Erfurt-28-11. Frankfurt an der Oder-42-16. Giessen-21-7. Göttingen-44-7. Greifswald-57-16. Halle-124-23. Helmstedt-44-22. Jena-169-49. Kiel-35-15. Leipzig-103-46. Marburg-8-3. Rinteln-12-7. Rostock-222-32. Strassburg-13-4. Tübingen-61-17. Wittenberg-62-34）。

二 以下にこのコレクションのなかから何点かを挙げ（著者名のアルファベット順。著者名は原著の表記 フランス人でもラテン語表記になる等 に従ったものがある）その内容について見てみよう（古い時代の書物における書名・著者名・発源地などの表記は現代と異なるので、以下においては省略表記する。人物の生没年についてはたいていの場合 Gerd Kleinheyer/Jan Schröder: *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten* 4. Aufl. に依拠した）。

1 Accursius (1181/85-1259/63) *Digestum Vetus seu Pandectarvm Ivris Civilis*, 1589. アックルシウスは glossatores の終わりに登場し、*Glossa Ordinaria* と呼ばれる注釈の集大成を行い、後の時代にいたるまで広く用いられた。本書はその一つで Gothofredus (前出) の手が加わったものである 2 Andreas Alciatus (1492-1550) *Commentaria in Pandectarum, seu Digestorum iuris civilis...*1582. イタリア人でフランスおよびイタリアでユマニスムの法律学を展開し、その創始者であると言われることが多い 3 Azo (1190ca.-1220) *Aurea Brocardica Azonis*, 1581. アゾは glossatores の最盛期の代表的人物であり、著作の対象は広範囲で、影響力はフランスにもイギリスにも及んだ（例、Bracton） 4 Augustinus Barbosa (1590-1649) *Collectanea Doctorum...*1543. スペインやポルトガルで活躍した教会法・私法の専門家でヨーロッパ全体に業績が知られており、助言学派の著名人に倣って Bartolus Lusitanus と呼ばれる 5 Jean Bodin, *De republica libri sex*, 1586. 本書は最初ラテン語で書かれた 6 Justus Henning Böhmer (1674-1749) *Consultationum et Decisionum iuris...*1734. ハレ大学教授で教会法の専門家であったが実務にも深

く関わり多くの鑑定を残し息子により編纂された。18世紀ドイツ法律学に大きな影響を与えた 7 Benedikt Carpzov (1595-1666) *Jurisprudentia Forensis Romano-Saxonica...*1721. ライプツィヒ大学教授で実務にも深く関わった。ヴィーアッカーは、重要な時代の終末に登場する巨匠の1人として Ulpianus, Accursius, Windscheid とともに彼の名を挙げる（前掲書232頁） 8 Samuel de Cocceji (1679-1755) *Jus civile controversum*, 1791. フランクフルト・アン・デア・オーデル大学教授ののち、フリードリッヒ大王の宰相となり立法に関わった 9 Hermann Conring (1606-1681) *De praecipuis negotiis in Comitibus Imperii Germanici...*1741. 法律家・政治家・医者（血液循環の論文がある）など多方面で活躍した彼の業績の特徴は30年戦争後のドイツにおける法律学の独自性を打ちだした点にある 10 Jacobus Cujacius (1520-1590) *Opera ad Parisiensem Fabrotianam...*1758-1781. トゥールーズ・モンペリエ・ヴァランスなどで教えたユマニスムの代表者。ローマ法の科学研究の基礎を築いた（前述） 11 Hugo Donellus (1527-1591) *Opera Omnia*, 1762-1770. ブールジュ大学で教えていたが国内の混乱でジュネーヴに逃れ、ハイデルベルク大学・ライデン大学等で教えた。ローマ法研究とならび解釈法学にも功績を残した 12 Antonius Faber (1557-1624) *Codex Fabrianus Definitionum Forensium...*1681. フランス人でシャンブリの裁判所長官。Interpolatio (前述) の先駆的研究でも有名である。本書は実務的性格が強くヨーロッパに広く知られた。 13 Antonius Gomez (1500-1572) *Variarum Resolutionum iuris civilis...*1674. サラマンカ大学教授。彼の著作はスペインを超えて広く読まれた。 14 Dionysius Gothofredus (前出) *Corpus juris civilis...*1663. フランス人であるが国を追われドイツやスイスで活躍し、ローマ法のテキスト刊行で著名。Simon van Leuwen が手を加えた本版は特に著名である。息子や子孫にも法律家が多い。 15 Hugo Grotius (1583-1645) *Florum sparsio ad jus justinianum*, 1643. ローマ法を直接に研究した作品 16 Johann Gottlieb Heineccius (1681-1741) *Elementa iuris germanici...*1736-37. Christian Thomasius (後出) の弟子。ハレ大学教授で優れたローマ法研究の著作があるが、師の手法でドイツ私法の全体的叙述をなした本書も最初の体系書との評価がある 17 Johannes Limnaeus (1592-1663) *Liber sextus iuris publici...*1645. ヨーロッパ的規模で政策の問題が発生

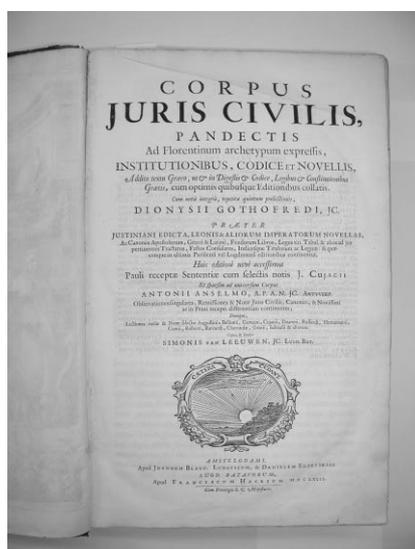
したこの時期にドイツ公法学の進歩があったが、イエナ大学教授であった彼はこの点に貢献した 18 Jacobus Menochius(1532-1607) De praesumptionibus, coniecturus, signis...1670. パヴィア大学教授であった彼の証拠法の基礎理論を展開した書物でヨーロッパ全体に知られ、今日もなおその名をとどめている (Confessio omnium probationum maxima est) 19 David Mevius (1609-1670) Commentarii in Jus Lubecense libri quinque...1679. グライフスヴァルト大学教授であり裁判官としても活躍した。本書はリュベック都市法の注釈書でこの分野の先駆的業績である 20 Joachim Mynsinger von Frundeck (1514-1588) Singlarium observationum imperialis Camerae... 1671. Zasius(1461-1535) の弟子でブライスガウのフライブルク大学教授。のち退職して多数の著作を残し偉大な官房学者と言われている 21 Johannes Oldendorp(1488ca.-1567) Titulorum iuris civilis index ...1551. ロシュトック・ケルン・ポローニャに学びグライフスヴァルト大学教授。宗教改革のこの時期の偉大な法律家にして政治家である。 22 Iulius Pacius (1550-1635) Analysis Institutionum Imperialium ...1672. 17世紀前半のイタリアを代表する法律家。パドヴァ大学教授 23 Antonius Perez(1583-1673) Praelectiones in Codicem...1642. スペイン人の彼はブリュッセルおよびルーヴェンで学びそこで教授になった。彼の著作はヨーロッパ全体に知られていた 24 Anton Schulting (1659-1734) Jurisprudentia Vetus Ante-Justiniana...1717. オランダ人でライデン大学に学び、のち同大学教授となった。文献学にも通じ、本書はローマ時代の法律家たちの学説を収集・研究したものである

25 Carolus Sigonius (1523-1584) De antiquo iure provinciarum...1567. 歴史学と言語学を学び後にシエーナ大学の修辞学の教授となった彼の古代法研究の書物である 26 Georg Adam Struve(1619-1692) Jurisprudentia Romano-Germanica forensis...1714. コーンリング(前出) の弟子でイエナ大学教授となり実務家としても活躍した。本書は「小Struve」と呼ばれ1670年の初版以来100年にわたって実務で用いられたと言われる 27 Samuel Stryk(1640-1710) Continuatio altera usus moderni Pandectarum ...1712. Usus modernus pandectarum(前出) の最盛期の人物でハレ大学学長。ドイツ法学史上の屈指の人物の一人 28 Thomas Aquinas (1225-1274) Summa Sacrae Theologiae...1558-1568. 彼は法律学にも影響を与えた(例、グロティウス) 29 Christian Thomasius(1655-1728) Sammelband von 3 Schriften aus der Zeit von 1697 bis 1707. 法学を超えて、さらには学問を超えて、ドイツ初期啓蒙主義時代を代表する人物である。

三 以上、二百数十冊のなかからいくつかを紹介した。このほかに本コレクションにはdissertationesおよびdisputationesが前述の通り含まれており著名人のものが多数存在する。Dissertationesの性質からして、そのテーマの研究史も有益となるので別の機会に紹介したいと考える。

本コレクションの副題に見えるように、ヨーロッパがかつて一つの法圏をなしていたと考えるならば、将来のヨーロッパ法はその観点なくして語ることはできない。最初に引用したFranz Wieackerの世界がこの数百冊の中に展開されていると私は考える。

(おか とおる 法学部教授)



(本文14のGothofredusの刊本)